県・市懇談会テーマ一覧表

部会	番号	テーマ	提出市	頁
行政部会関係	1	南海トラフ地震等対策事業費補助金の拡充について	豊橋市、田原市	1
	2	消防団員準中型自動車運転免許取得費補助制度の創設について	刈谷市、田原市	2
社会文教部会関係	3	ＬＧＢＴ（性的少数者）に対する理解促進について	豊明市	3
	4	困難を抱える若者支援に対する財政支援について	安城市	4
	5	市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営に関する支援について	一宮市	5
	6	子ども医療費助成制度拡充について	津島市	6
	7	保育士等キャリアアップ研修の開催について	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市	7
	8	国民健康保険の新制度施行に伴う激変緩和及び今後の進め方について	豊田市、知立市	8
	9	一般不妊治療費助成事業における補助制度の拡充について	江南市	9
	10	知多半島医療圏における前線型ＳＣＵの指定について	半田市	10
	11	生活基盤施設耐震化等交付金に対する予算確保について	豊川市	11
	12	教員の多忙化解消に向けた学級編制基準の見直し及び正規教員の十分な配置について	田原市	12
	13	次期愛知県特別支援教育推進計画の策定に伴う受入れ障害種の体制について（大府特別支援学校での肢体不自由児等の受入れについて）	大府市	13
	14	共同調理場における栄養教諭等の増員配置及び人員削減に対する支援について	豊川市、知立市	14
経済部会関係	15	ユニバーサルデザインタクシーの導入促進について	豊橋市	15
	16	愛知県の観光振興に係る支援の充実について	犬山市	16
	17	「あいち森と緑づくり事業」の継続について	瀬戸市	17
	18	都市計画基礎調査業務に係る費用について	新城市	18
	19	改良すべき踏切への対策について	稲沢市	19
	20	衣浦ポートアイランドにおけるマイナス１２ｍ岸壁（耐震強化岸壁）を始めとした公共ふ頭の整備について	碧南市	20
	21	愛知県開発審査会基準における「空き家等対策メニューの追加」について	弥富市	21

行政部会関係

１　南海トラフ地震等対策事業費補助金の拡充について

〔豊橋市、田原市提出〕

津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域の指定が全国で行われつつあり、愛知県においても区域指定に向けて検討が進められているところであります。

今後、本県において津波災害警戒区域が指定され基準水位が公示されると、市町村においては現行ハザードマップの改訂や避難施設の見直し、市民への周知など費用を伴う対応が必要となります。

そうした中、愛知県では、平成２９年度に「南海トラフ地震等対策事業費補助金」の補助要綱が改正され、緊急浸水・津波総合対策事業（補助率１／２）が廃止となり、地域防災力強化事業（補助率１／３）に統合され、補助率が引き下げられました。

ついては、県におかれては、**今後３０年以内に７０～８０％の確率で起こると言われている南海トラフ地震に対する防災・減災をより推進するため、津波災害警戒区域の指定を契機とした補助率の引き上げや、補助内容を拡充するよう要望します。**

2　消防団員準中型自動車運転免許取得費補助制度の創設について

〔刈谷市、田原市提出〕

道路交通法（昭和３５年法律105号）の改正に伴い、平成２９年３月１２日から、普通自動車、中型自動車。大型自動車に加え、車両総重量が３．５トン以上７．５トン未満の自動車が新たに準中型自動車として新設され、これに対応する免許として準中型免許が新設されました。これにより、平成２９年３月１２日以降に取得した普通免許で運転できる自動車の車両総重量は３．５トン未満となりました。

県内の多くの消防団では、車両総重量３．５トン以上の消防自動車を所有しており、法改正後の普通免許では運転することができないため、消防団活動に支障をきたしています。また、将来的には、当該消防自動車を運転する団員確保が困難となる恐れがあります。

ついては、県におかれては、**車両総重量３．５トン以上の消防自動車を所有している消防団において、当該消防自動車の運転ができる団員の確保のため、消防団員が準中型免許を取得する際の費用についての補助制度を創設するよう要望します。**

社会文教部会関係

３　ＬＧＢＴ（性的少数者）に対する理解促進について

〔豊明市提出〕

ＬＧＢＴとは、Ｌがレズビアン（女性の同性愛者）、Ｇがゲイ（男性の同性愛者）、Ｂがバイセクシュアル（両性愛者）、Ｔがトランスジェンダー（こころの性とからだの性との不一致）の頭文字から作られた言葉であり、性的少数者の総称として用いられています。

ＬＧＢＴに対する施策については、人権あるいは男女共同参画の視点から各市の判断において展開されているところでありますが、医療機関（病院）、教育機関、事業者（企業）への啓発などは、広域で取り組むことが必要であり、単一市町村での対応では、地域間格差を生むことが懸念されます。

ついては、県におかれては、**県内でのＬＧＢＴ施策・対応に関し、啓発活動についての指針などを示していただくよう要望します。**

また、広域（東海３県等）の連携を図るとともに、各自治体で実施される理解促進事業を支援するなど、国・県費による補助制度の設立を要望します。

４　困難を抱える若者支援に対する財政支援について

〔安城市提出〕

国においては、平成２２年４月１日に施行された「子ども・若者育成支援推進法」により、必要な支援が全国において効果的かつ円滑に行われるよう、情報の提供その他必要な援助を行うものとするとしています。

愛知県では、年２回の会議・講演会等が開催されており、その中で県から提供される子ども・若者支援地域協議会等を立ち上げている市町村の運営状況や問題点等の情報共有が進められています。

若者支援が各地域で進められるためには、国による子ども・若者総合相談センター等の設置・運営に対する補助制度の創設や相談を受ける専門職の育成及び研修制度の充実が重要となります。

よって、県におかれては、**子ども・若者総合相談センター等の設置・運営に対する補助制度の創設を国に強く働きかけるとともに、国の財源が不足する場合には、不足額が市町村の負担とならないよう、県が財源を確保し、市町村等へ補助されることを要望します。**

5　市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営に関する支援について

〔一宮市提出〕

児童福祉法の改正により、市区町村は、子どもの身近な場所における支援業務を担う役割・責務がある旨が明記され、児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な支援を行うための拠点の整備に努めることとなりました。

しかしながら、拠点の整備には、要資格者の職員配置（増員）が必要であるが、要資格者の常勤職員に対する人件費は、国庫補助の対象となっておらず、財政面の負担が大きく、また、市区町村の相談対応において心理アセスメントや心理的側面からのケアの実績やノウハウが乏しく、心理担当支援員の研修も課題となっているのが現状であります。

ついては、県におかれては、**継続的に安定して要資格者を確保するため、要資格者の常勤職員に対する財政的支援の検討を要望します。**

6　子ども医療費助成制度拡充について

〔津島市提出〕

子ども医療については、全国的に見ても都道府県によってばらつきがあり、子ども医療費助成制度における県の補助は、入院は中学校卒業まで、通院は小学校就学前までとなっており、自己負担相当額を県１/２、市１/２で支給しています。

県内においても、県の補助制度をベースに各市町村が上乗せする形で助成をしており、独自で対象を拡大している状況は、平成３０年４月１日時点で５４団体中、通院について小学校卒業までが５４団体、中学校卒業までが５３団体（８月１日からは、愛西市が中学生の通院について２/３助成を開始するため、中学校卒業まで対象を拡大するのは、５４団体。）、その中で全額・全対象の補助団体は、小学校６年生までが５２団体、中学校卒業までが４９団体となっています。

県内自治体が競うように対象の引き上げを行っており、市町村にとっては、上乗せ助成の財政的負担は大きく市町村間で大きな格差が生じています。

ついては、県におかれては、**子どもに対する医療費は、地域間格差が生じないよう、子ども医療の県補助の対象範囲を義務教育終了時まで拡充するよう要望します。**

また、医療制度全体の問題として、どの地域においても同様の負担で受診できる全国一律の医療制度となるよう、制度の見直しについて国に働きかけるよう要望します。

7　保育士等キャリアアップ研修の開催について

〔豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市提出〕

平成２９年度から保育現場におけるリーダー的職員の養成に関する研修として、都道府県を実施主体とする「保育士等キャリアアップ研修」制度がスタートしました。

本研修は、民間保育施設の処遇改善に繋がる施設型給付費の加算要件として、2022年度を目途に必須化を目指すとされていることに加え、本年４月より適用となった「改定保育所保育指針」において、受講の必要性が記されたことから、多数の保育士等の受講が見込まれます。

また、本研修は１分野１５時間以上の内容とされ、専門６分野のほか、マネジメント研修及び保育実践研修で構成されおり、研修会場が遠方であったり、受講機会が少ない現状では、保育士等の負担が増えることが懸念されます。

ついては、県におかれては、**受講希望者が、計画的に、スムーズに受講できるよう、各分野の研修回数の増加を要望します。**

また、開催会場については、交通面の利便性等を鑑みて、東三河地区など複数の地域で開催いただくよう要望します。

8　国民健康保険の新制度施行に伴う激変緩和及び今後の進め方について

〔豊田市、知立市提出〕

平成３０年度から持続可能な医療保険制度を構築するために、県が市町村とともに運営を担うとした国民健康保険制度が始まりました。新制度がスタートしたものの、まだ多くの解決すべき課題が残っています。

平成３０年度は納付金において激変緩和措置が講じられていますが、平成３１年度以降の療養給付費等の見通しや激変緩和措置の方向性は示されておらず、実際の各市町村の保険料（税）の賦課状況とは乖離がある中で、被保険者へ求める負担への影響は予想がつきません。市町村事務の効率化・標準化・広域化は、今後の取組・対応の見通しが立っておらず、納付金は、市町村ごとの精算のしくみが考えられていません。保険者努力支援制度の評価指標・配点等は、市町村の個別課題による実績や現状とのずれによる不公平感が生じています。

ついては、県においては、**県主導により市町村との協議を進め、具体的な方向性を示し、激変緩和措置については、被保険者への保険料（税）負担が激増しないよう、被保険者の立場に立った対策を十分に講じるよう要望します。**

また、市町村事務の効率化・標準化・広域化を進めるにあたり、具体的な基準を示し、必要な移行準備期間を設けるとともに、保険料（税）水準の県内統一については、サービス水準格差の解決のための議論を経るよう要望します。

併せて、国に対して、被保険者数及び所得など当該年度の実績による市町村単位の納付金精算の実施と平成３１年度以降の保険者努力支援制度の評価指標・配点等の在り方を地方と十分協議し、公平で適正なものとなるよう働きかけを要望します。

9　一般不妊治療費助成事業における補助制度の拡充について

〔江南市提出〕

市町村が行う一般不妊治療費助成事業に係る経費に対する県の補助制度としては、「愛知県一般不妊治療費助成事業費補助金」があり、本補助金交付要綱第２により、補助金交付の対象として知事が認める経費について補助金を交付すると定められています。

補助金交付の対象として知事が認める経費が、年齢、所得、治療内容等において限定されていることで、助成を受けられる者が限られ、対象者の経済負担もあることから、一般不妊治療費の助成を受ける夫婦の数は少なく、出生数の増加に結び付いていません。

ついては、県におかれては、**不妊に悩む夫婦に対する経済的な負担軽減を図るため、愛知県一般不妊治療費助成事業費補助金の交付対象の拡大として、治療内容を人工授精だけに限らず、保険適応の治療も含めるとともに、夫婦の所得制限を撤廃するよう要望します。**

また、助成額の上限額を年間最大４万５千円から５万円に引き上げるよう要望します。

１０　知多半島医療圏における前線型ＳＣＵの指定について

〔半田市提出〕

大規模災害時には、被災地での医療行為に限界があるため、主に重症患者を被災地域外へ航空機（ヘリコプター）により搬送することになります。現在、搬送基地である広域搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）は、県営名古屋空港であり、知多半島区域から車両による重症患者の搬送は距離、時間ともに現実的ではありません。

このため、甚大な被害を受けた地域の重症患者をＳＣＵや被災地域外の災害拠点病院に搬送するための航空搬送拠点として、患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための臨時医療施設である前線型ＳＣＵを知多半島の中心にある半田運動公園に指定し、知多半島医療圏から県営名古屋空港または被災地域外の医療施設へ搬送することが必要であります。

ついては、県におかれては、**知多半島医療圏における前線型ＳＣＵとして半田市にある半田運動公園の指定を要望します。**

また、指定後は、前線型ＳＣＵの設置訓練、圏外への航空搬送訓練などを実施し、ＳＣＵ及び前線型ＳＣＵの設置・運用の体制の確立を要望します。

１１　生活基盤施設耐震化等交付金に対する予算確保について

〔豊川市提出〕

大規模地震が発生した場合、その被害は甚大かつ影響も広範な地域にわたるため、地震対策は水道事業における最重点施策の一つであり、耐震化の推進は国土強靭化基本法のアクションプランにも規定されています。

従前から、重要給水施設配水管路の耐震化や緊急遮断弁の設置については、事業の早期達成に向けて自己財源からも支出して実施してきたところでありますが、平成２７年度に国庫補助の一部が生活基盤施設耐震化等交付金に制度移行してからは、本年度については要望額が措置されたものの、これまで要望額に対して内示額が満額に至らない状況が続いておりました。

本事業は交付を受ける前にアセットマネジメントを活用して適正な投資水準に基づき事業着手しているところではありますが、今後も低い内示が続くと財政見通しが崩れ、工事規模の縮小を余儀なくされ、耐震化の早期達成が困難となります。

ついては、県におかれては、**生活基盤施設耐震化等交付金について、要望額どおり交付できるよう当該予算必要額確保などによる一層の財政支援を要望します。**

１２　教員の多忙化解消に向けた学級編制基準の見直し及び正規教員の十分な配置について

〔田原市提出〕

教員の多忙化解消に向けて、県の「教員の多忙化解消プラン」に沿った働き方の改革を市教育委員会及び学校で連携して進めています。在校時間管理の適正化に取り組み、勤務時間外勤務も減少してきています。一方、教員の担うべき仕事の削減も限りがあり、子ども一人一人に寄り添い、目指す教育目標を達成するためには、人員の確保は必要であります。

そうした中、県から正規教員の配置が十分に行われず、非正規教員の配置数が年々増加し、学校現場では支障をきたしています。また、教員の育児休業者等が増加している中、その補充者となる講師の必要数が増える一方で、講師のなり手が不足しており、欠員が生じている状況であります。

ついては、県におかれては、**将来的な少子化との関連で正規教員の数を絞るのではなく、将来的に正規教員の余剰が見込まれるならば、学級単位の子どもの数を減らし、より個に寄り添った指導ができる体制を作ることで、教員の多忙化解消に繋げることができるよう学級編制基準の見直しを要望します。**

また、少なくとも県が定める学級数に応じた教員定数に対して、正規の教員を配置するよう要望します。

１３　次期愛知県特別支援教育推進計画の策定に伴う受入れ障害種の体制について

（大府特別支援学校での肢体不自由児等の受入れについて）

〔大府市提出〕

県内の特別支援学校については、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の５つの障害種への対応を基本に、比較的規模の大きい学校を県内の拠点に配置されています。

平成３０年度には、小児医療の中核的施設であるあいち小児保健医療総合センターに隣接する病弱を対象とした大府特別支援学校の敷地内に、知的障害を対象とした大府もちのき特別支援学校が開校されました。また、平成３４年度には、西三河南部地区において知的障害と肢体不自由を対象とした特別支援学校が開校されます。

大府もちのき特別支援学校の開校により、知的障害特別支援学校については長時間通学が解消されました。半田市にあるひいらぎ特別支援学校に通う肢体不自由児については、依然として長時間通学となっている幼児児童生徒もおり、不測の状況に対応できるかが危惧されています。

ついては、県におかれては、**大府特別支援学校において、あいち小児保健医療総合センターに隣接している特性を生かし、肢体不自由児及び重症心身障害児について、子どもの家庭状況や学校での受入れ体制等を総合的に勘案した上で、できる限り受入れていただくよう要望します。**

また、愛知県特別支援教育推進計画の見直しにあたっては、肢体不自由児特別支援学校の開設や、医療的ケアが必要な児童の受入れの拡大を要望します。

１４　共同調理場における栄養教諭等の増員配置及び人員削減に対する支援について

〔豊川市、知立市提出〕

学校において食育を推進するためには、指導体制の整備が不可欠です。栄養教諭は各学校における指導体制の要として食育の推進において重要な役割を担っています。

しかしながら、栄養教諭の現在の配置基準は、児童生徒数によって、6,001人以上が３人、1,501～6,000人までが２人、1,500人以下が１名と定められおり、知立市では平成３０年度より児童生徒数が6,001人を割ったため、栄養教諭及び学校栄養職員の配置が３人から２人に減少となりましたが、児童生徒数が大幅に減少した訳ではないため、厳しい財政状況の中ではありますが市単独で臨時職員を配置し対応している状況であります。

また、豊川市においては、栄養教諭等１人当たりの担当校が配置校を含めて６校もあるため、現在、１年間で担当校の全学級に対する食に関する指導ができない状況になっています。

そうした中、近年は、アレルギー対応等業務範囲も広がっており、共同調理場においても、学校現場においても栄養教諭の負担が増加しています。

ついては、県におかれては、**児童生徒数の減少により栄養教諭及び学校栄養職員を削減する場合は、実情を考慮し、人件費等の負担などの支援を行うとともに、栄養教諭の負担軽減が図られるよう栄養教諭の加配等を要望します。**

併せて、栄養教諭等の共同調理場配置定数基準について、食育活動の推進及び安全・安心な学校給食の衛生管理、栄養管理、食事内容の充実向上を図るため、配置定数基準を見直し、栄養教諭等の定数の改善が図られるよう国に対し働きかけを要望します。

経済部会関係

１５　ユニバーサルデザインタクシーの導入促進について

〔豊橋市提出〕

国は「移動等円滑化の促進に関する基本方針」により、平成３２年度（2020年度）までに全国で福祉タクシー・ユニバーサルデザイン（ＵＤ）タクシーを28,000台整備する目標（全国車両数の約１２％。平成２８年度末で目標の約５割整備済）を掲げています。

また、東京都では2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、都内のタクシー車両の約２割に当たる10,000台をＵＤタクシーとする目標を掲げ、新たな購入補助制度を導入しており、他県においても同様の補助制度を導入し、交通機関のバリアフリー化が進められています。

愛知県においてもインバウンド観光客が増大する中、空港や鉄道主要駅等の交通拠点から移動するための二次交通の利便性向上に早急に取り組む必要があり、加えて、ＵＤタクシーの普及促進は、少子高齢化が進む中、高齢者や子育て世代の移動に係る負担軽減を実現するものであることから、取り組む効果は大きいものであります。

しかしながら、ＵＤタクシーは、従来のセダン型車両に比べて高額であることが普及促進の障害となっており、交通事業者における車両購入の負担軽減の措置を行う必要があります。

ついては、県におかれては、**訪日外国人の受入環境の速やかな整備を図るとともに、高齢者、障害者、子育て世帯など誰もが安全安心で快適に移動できる環境の向上を図るため、ＵＤタクシーの普及促進が加速できるよう、国庫補助対象外となった車両に対して、県費による購入補助制度の創設を要望します。**

１６　愛知県の観光振興に係る支援の充実について

〔犬山市提出〕

近年、外国人を含む観光客数が全国的に大きく増加する中、愛知県域への誘客についても地域経済活性化の観点から、積極的に推進する必要があります。また、東京オリンピックを控え、インバウンドへの対応等、観光に係る施策の充実が必要であり、愛知県全域の観光施策の充実は、地域経済活性化の観点から非常に重要であります。

このような中、愛知県においては「観光施設費等補助金」が設けられており、観光振興に係る支援として非常に有効であります。

観光施策の充実を図るには施設整備、ＰＲ活動及びブランディング等、様々な取組みが必要であり、国等における観光に関連した補助制度も設置されておりますが、補助要件に該当せず活用が難しい場合も多く、観光に係る予算配分は潤沢とは言えず、事業費の捻出に苦慮しています。

ついては、県におかれては、**観光施設等補助金の限度額上限の見直しや、交付率の引上げ等を要望します。**

１７　「あいち森と緑づくり事業」の継続について

〔瀬戸市提出〕

「あいち森と緑づくり事業」では、平成２１年度から導入された「あいち森と緑づくり税」を活用して、人工林・里山林の整備、都市の緑化、環境活動・学習の支援など、様々な取組みを進めています。

三河山間部の森林の保全・活用や名古屋・尾張都市近郊の緑化にバランスよく活用され、成果を出しているところであり、次の世代までこの豊かな森と緑を引き継いでいくためにも事業の継続が必要であります。

瀬戸市におきましては、都市緑化の推進を図るとともに、県産木材利活用推進及び環境学習の一環として、平成３２年４月開校予定の小中一貫校で、内装材に県産の木材を積極的に取り入れるとともに、児童生徒が使用する机、椅子等においても、県産の木材を利用したものを検討しています。

しかしながら、「あいち森と緑づくり事業」は、平成３０年度に最終年度を迎えることから、今後本市が予定している取組が実施できなくなります。

ついては、県におかれては、**里山林の整備・都市緑化の推進・県産木材利活用推進等が図られるよう、平成３１年度以降においても「あいち森と緑づくり事業」の継続を要望します。**

１８　都市計画基礎調査業務に係る費用について

〔新城市提出〕

都市計画に関する基礎調査については、都市計画法第６条により都道府県が行い、都道府県は基礎調査を行うため必要がある場合には、市町村に資料の提出その他必要な協力を求めることができると規定されています。

愛知県内においても、都市計画基礎調査は、県と市町村との役割分担を定め、各々が調査を実施し、市町村は年度ごとにその成果を県に提出し、県は市町村から提出された成果を取りまとめ、その結果は市町村に提供されております。

しかしながら、この資料の作成は膨大な業務量であり、かつ専門的能力が必要な非常に困難な業務で、委託業務として発注し作成している状況であり、その委託料は市単独での支出となっているため財政的に非常に大きな負担となっています。

ついては、県におかれては、**都市計画基礎調査は法文上、県が実施するものとされており、また、市町村においても有益なデータであるものの大きな財政負担である実情を改善するため、県費による市町村の財政負担軽減を図るよう要望します。**

１９　改良すべき踏切への対策について

〔稲沢市提出〕

踏切は、交通渋滞や踏切事故、地域分断を引き起こすなど、地域に及ぼす社会的影響が大きく、また、踏切待ちによる直接的な経済損失などが問題となっており、早急な対策の実施が望まれています。

平成２８年３月に踏切道改良促進法が改正され、稲沢市内では平成２９年１月に改良すべき踏切として７か所が指定されました。

しかしながら、立体交差化や踏切改良事業等には、多大な費用と時間を要することから対策が進んでいません。

また、指定された踏切対策の実施は期限が定められている（平成３２年度まで又は特別な事情がある場合は地方踏切道改計画において記載した改良に要する期間内）ため、集中的な整備に伴い短期間に多額の事業費を確保するとともに、関係自治体と鉄道事業者との間で早期に合意を図る必要があります。

ついては、県におかれては、**市町村が道路管理者である踏切についても、対策の早期実現に向けて、関係者の合意形成が進むよう、支援を行うことを要望します。**

また、様々な踏切対策や踏切周辺対策なども計画的かつ円滑に実施できるよう、財源を継続的かつ確実に措置するため、関係予算を確保するよう国への働きかけを要望します。

２０　衣浦ポートアイランドにおけるマイナス１２ｍ岸壁（耐震強化岸壁）を始めとした公共ふ頭の整備について

〔碧南市提出〕

衣浦港は「ものづくり愛知」を支える知多・西三河地域の拠点港湾であり、中部圏のエネルギー供給拠点として需要な役割を果たすとともに、今後も新たな企業立地等による取扱貨物量の増加が想定されております。また、大規模地震時には耐震強化岸壁が緊急物資等の海上輸送拠点、さらに緊急物資対応後は衣浦港全体の物流機能の早期回復及び地域産業の事業継続のための拠点として位置づけられており、重要な役割を担う事となります。

しかしながら、衣浦港は南北に長い水域を有し、貨物を取り扱うふ頭が東西に分断されており、物流拠点が広範囲に点在していることや、ふ頭用地が不足しているため、非効率な荷役形態を強いられています。また、近年の新たな企業立地等による取扱貨物量の増加により、ふ頭用地や荷役作業者の不足はますます深刻化しており、ふ頭機能の再編は喫緊の課題であります。

さらに、巨大地震発生時において、衣浦港内の耐震強化岸壁は、衣浦港周辺の背後圏人口から必要と考えられる施設量が不足しています。また、物流機能の早期回復、企業活動の早期再開を図るためにも、耐震強化岸壁の整備が望まれるところであります。

ついては、県におかれては、**衣浦港全体の効率的かつ効果的なふ頭機能の再編による物流機能の向上と、耐震強化岸壁の整備による大規模地震への防災機能向上を図るため、衣浦ポートアイランドにおけるマイナス１２ｍ岸壁の耐震強化岸壁を始めとした公共ふ頭整備の早期事業化を要望します。**

２１　愛知県開発審査会基準における「空き家等対策メニューの追加」について

〔弥富市提出〕

空き家については、倒壊、崩壊、屋根・外壁の落下や火災発生のおそれなどの防災性の低下や犯罪の誘発、ごみの不法投棄、風景・景観の悪化など、周囲に悪影響を及ぼすことが危惧され問題となっています。

こうした中、市街化調整区域内で適正な許可を得た建築物のうち、利用者のいなくなった建築物の流通や利用が円滑に行えないことにより、空き家となるケースが増えています。

愛知県開発審査会基準においては、適正に建築、利用された分家住宅等を用途変更する基準は第１６号に定められていますが、住宅や店舗等を事務所に用途変更する基準は定められていません。

また、既存建物を利用した社会福祉施設では、同基準第１８号において買取りが条件となっているため、賃貸での事業参入については、高いハードルとなっています。

ついては、県におかれては、**近年問題となっている空き家等にしないためにも、住宅や店舗等を事務所に用途変更する基準を新たに創設するよう要望します。**

また、同基準第１８号では買取条件に加え、賃貸も可能な要件とし、これら建築物の流通・利用が円滑に行えるよう要望します。